

中小企業の皆様の情報発信基地として

# トシフォメーション

No. 463

2026年 1月号 JANUARY



## 今月のお知らせ

令和8年1月支払分の給料からは「令和8年分源泉徴収税額表」をご使用ください。

法定調書合計表・給与支払報告書・償却資産申告書の提出期限 2/2（月）まで

- ／ 新年のごあいさつ
- ／ 令和8年分からの源泉徴収事務に注意
- ／ 令和8年も税制改正が目白押し
- ／ 下請法の改正で売り手負担の振込手数料が禁止に
- ／ 今年はこんな年



株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治  
税理士 吉岡恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19

TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068

メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp

ホームページアドレス

<http://www.shima-kaikei.co.jp>

# 新年のごあいさつ



新年おめでとうございます。

昨年、(株)嶋会計センターは、長崎商業高等学校の在校生に向けて、先に卒業し就職した先輩の職場紹介の場に、学校から当社スタッフの出席依頼を受けました。

当社が呼ばれるのは今回で3回目ですが、前回は三菱重工と十八親和銀行との3社、今回は文明堂と長崎西部建設と当社の3社です。

最近は税務の仕組みが従来に比べ、極端に複雑化しています。特に消費税については、その方式の選択次第で経営に重要な影響を及ぼします。

税制が単純であった時代の税理士事務所は、皆様から頂いた会計資料を単に税制に従った処理をし、利益を確定させたうえで税金を計算するだけで成り立ちました。

ところが税制の複雑化と選択制度の拡充は、皆様に対する私たちのアドバイスが税務を超えて経営にも影響を与える大変な時代へと変貌しています。

このような状況下での私たちは、情報の収集を確実にして時代の流れを早くみ取り、自らのスキルを磨いて関与先の皆様に対応していく姿勢が求められます。

その変化をいち早く感じ取っていた当社は、皆様に接する機会の多いスタッフの能力が事務所の実力を左右するとの認識から、優秀な人材の確保に向け永年努力を重ねてきました。その結果が冒頭の話にあるような、長崎商業からのトップクラスの人材が集まる事務所として学校からのお墨付きを得ています。

スタッフ全員が税理士並みかそれ以上の実力を身に着ける目標を持って日々研鑽していますので、これからますます複雑化する経営状況が予想される中、さらにレベルの高いサービスの提供ができる事務所を目指していくことをお約束して新年のあいさつといたします。

今年も一年どうぞよろしくお願ひいたします。

2026年1月

(株)嶋会計センター 所長

税理士 嶋 賢治

## 令和8年分からの源泉徴収事務に注意

税制改正により基礎控除が48万円から58万円に引き上げられたことに加えて、源泉控除対象親族も新設され、扶養親族等の数を算定する方法が変わっていますので、令和8年1月以降支払分の給料から徴収する所得税については必ず「令和8年分源泉徴収税額表」をご使用ください。

給与ソフトを使用している場合は令和8年分に対応しているか確認し、必要に応じてバージョンアップを行ってください。

また、毎年誤りが多いのは3月までは学生で扶養の範囲だが、4月から就職等で扶養の要件を外れるケースです。その場合は1月から扶養の人数に入れないで計算することをお勧めします。

源泉徴収税額表で扶養の数を1人としてカウントできるのは以下の場合です。

配偶者	納税者本人の合計所得金額が900万円（給与収入1,095万円）以下かつ、配偶者の合計所得金額が95万円（給与収入160万円）以下
扶養親族	16歳以上の扶養親族の合計所得金額が58万円（給与収入123万円）以下ただし、19歳～23歳未満の扶養親族の場合は合計所得金額が100万円（給与収入165万円）以下

# 令和8年も税制改正が目白押し

与党である自民党と日本維新の会は 2026 年度税制改正大綱を決定し、今月から始まる通常国会で成立する見通しです。主な税制改正の一部をご紹介します。

## ● 令和8年及び9年分の年収の壁は178万円に引き上げ

基礎控除額が最大「95万円→104万円」、給与所得控除の最低保障額は「65万円→74万円」へ引き上げ、所得税の非課税枠は年収178万円となる見込み（2年間の時限措置）

## ● 消費税のインボイス2割特例が個人事業者に限り3割に引き下げて延長

従来、基準期間（2期前）の課税売上高が 1,000 万円未満のインボイス登録事業者については令和8年までは課税売上に対する消費税額の2割を納付税額とすることができます。

令和9年から特例が廃止される予定でしたが、個人事業者に限り 経過措置を2年延長し、令和9年～令和10年は課税売上に対する消費税額の3割を納付税額とすることができます。

### 【個人事業者の消費税の申告方法イメージ】

	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
改正前	2割特例選択可		簡易課税または本則課税	
改正後	2割特例選択可	3割特例選択可		簡易課税または本則課税

## ● 免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除可能割合を段階的に引き下げて延長

従来、免税事業者に支払った消費税の仕入税額控除可能割合を令和5年10月～令和11年9月まで段階的に引き下げ、令和11年10月からは仕入税額控除なしの予定でしたが、経過措置により控除可能割合を下記のとおり見直すこととなりました。

改正前	R5.10～R8.9	R8.10～R11.9	R11.10以降
控除可能割合	80%	50%	なし

改正後	R5.10～R8.9	R8.10～R10.9	R10.10～R12.9	R12.10～R13.9	R13.10以降
控除可能割合	80%	70%	50%	30%	なし

# 下請法の改正で売り手負担の振込手数料が禁止に

令和8年1月1日より「下請代金支払遅延防止法（下請法）」が改正され、「中小受託取引適正化法」（通称：「取適法（とりてきほう）」）に名称を変えて新たに施行されます。

正式名称は「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」といい、「親事業者（親会社）」は「委託事業者」に、「下請事業者」は「中小受託事業者」に、「下請代金」は「製造委託等代金」にそれぞれ変更され、禁止行為も新たに追加されました。

### 新たな禁止行為

- ・ 中小受託事業者の合意の有無にかかわらず振込手数料を代金から差し引く
- ・ 手形による支払いの全面禁止
- ・ 支払期日までに代金相当額の満額を得ることが困難な電子記録債権や一括決済方式の禁止
- ・ 協議を一切行わないまま一方的に価格を決定する行為

### 取適法の対象取引範囲

取引の内容	委託事業者	中小受託事業者
物品の製造委託・修理	資本金3億円超	資本金3億円以下
特定運送委託	資本金1千万円超3億円以下	資本金1千万円以下
情報成果物作成委託・役務提供委託	常時使用する従業員300人超	常時使用する従業員300人以下
	資本金5千万円超	資本金5千万円以下
情報成果物作成委託・役務提供委託	資本金1千万円超5千万円以下	資本金1千万円以下
	常時使用する従業員100人超	常時使用する人数100人以下



# 今年はこんな年



1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>能登半島地震から2年（1日）</li> <li>下請法が改正され「中小受託取引適正化法」が施行</li> <li>2025年下半期の芥川賞・直木賞発表（14日）</li> <li>阪神大震災発生から31年（17日）</li> <li>大学入学共通テスト（17日～18日）</li> <li>通常国会招集（月内）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ミラノ・コルティナ冬季オリンピック（6日～22日）</li> <li>長崎ランタンフェスティバル（6日～23日）</li> <li>サッカーJリーグ百年構想リーグ開幕（6日）</li> <li>長崎県知事選投開票（8日）</li> <li>確定申告開始（2月16日～3月16日）</li> <li>ロシアのウクライナ侵攻開始から4年（24日）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワールド・ベースボール・クラシック（WBC）（5日～17日）</li> <li>ミラノ・コルティナ冬季パラリンピック（6日～15日）</li> <li>世界保健機関（WHO）による新型コロナウイルスのパンデミック宣言から6年（11日）</li> <li>東日本大震災から15年（11日）</li> <li>選抜高校野球大会（19日～31日）</li> <li>プロ野球開幕（27日）</li> <li>従来型の健康保険証が使える特例措置の期限（31日）</li> <li>2026年度予算案成立（月内）</li> <li>公示地価発表（月内）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>軽油引取税の暫定税率廃止（1日）</li> <li>保険料に上乗せする子ども・子育て支援金の徴収開始（1日）</li> <li>自転車の「青切符」制度がスタート（1日）</li> <li>熊本地震の本震から10年（16日）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>雲仙・普賢岳大火碎流から35年（3日）</li> <li>サッカーワールドカップ北中米大会（11日～7月19日）</li> <li>G7首脳会議（14日～16日、フランス・エビアン）</li> <li>通常国会会期末（月内）</li> </ul>	
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>北大西洋条約機構（NATO）首脳会議（トルコ・アンカラ、7日～8日）</li> <li>2026年上半期の芥川賞・直木賞発表（15日）</li> <li>路線価発表（月内）</li> </ul>	
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>原爆慰靈・平和祈念式典（広島6日、長崎9日）</li> <li>全国高校野球選手権大会（8月上旬開幕）</li> <li>サッカーJリーグ2026-2027シーズン開幕（7日又は8日）</li> <li>81回目の終戦記念日、全国戦没者追悼式（15日）</li> </ul>	
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>北海道胆振東部地震から8年（6日）</li> <li>基準地価発表（月内）</li> </ul>	
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>長崎くんち（7日～9日）</li> <li>青森県で第80回国民スポーツ大会（10日～20日）</li> <li>ノーベル賞受賞者の発表（上旬）</li> <li>プロ野球日本シリーズ開幕（24日）</li> <li>青森県で全国障害者スポーツ大会（23日～26日）</li> </ul>	
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>第31回国連気候変動枠組み条約締約国会議（COP31）（9日、トルコ・アンタルヤ）</li> <li>アジア太平洋経済協力会議（APEC）首脳会議（18日～19日、中国・深圳）</li> </ul>	
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユーキャン新語・流行語大賞発表（1日）</li> <li>ノーベル賞授賞式（10日）</li> <li>20カ国・地域首脳会議（G20サミット）（14日～15日、アメリカ・フロリダ州）</li> <li>2027年度税制改正大綱取りまとめ（月内）</li> </ul>	